

時津町障害者活躍推進計画

1. 概要

機関名	時津町
任命権者	時津町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
時津町における障害者雇用に関する課題	<p>令和元年6月1日現在、時津町における障害者雇用率は、法定雇用率を達成し、充足しているところであるが、令和3年4月までに法定雇用率の引上げが予定されている状況を鑑み、今後も引き続き法定雇用率を達成していくことが課題である。</p> <p>障害者である職員の活躍のためには、法定雇用率の達成は前提条件であり、これを達成するための採用を行い、また障害者である職員が不自由なく働くことができるよう職場環境の整備も必要である。</p>

2. 目標

(1) 採用に関する目標	各年度の6月1日時点における法定雇用障害者数の達成 【評価方法】毎年の任免状況通報書の作成時に把握、進捗管理
(2) 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。 【評価方法】毎年の任免状況通報書の作成のタイミングで、人事記録を基に、障害者である職員の定着状況を把握、管理する。
(3) 満足度に関する目標	障害者である職員からの要望・苦情件数（障害を有することによる特有のものに限る。）が、前年度を下回る。 【評価方法】障害者である職員からの要望・苦情件数（障害を有することによる特有のものに限る。）の把握、相談内容の管理

3. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 また、障害者職業生活相談員は、町長部局に限らず、他の任命機関下で働く障害者である職員からの相談にも対応する等、包括的な位置づけとする。

②人材面	障害者活躍推進及び障害者に対する理解の促進に寄与する情報や研修等への参加について積極的に周知し、障害者の活躍推進に対する職員の理解度向上を図る。
(2) 障害者の活躍を推進するための環境整備、人事管理	
①職務環境	<p>庁舎等のハード面について、障害者である職員から要望がある場合、施設を管理する担当課を交え、環境整備を検討する。</p> <p>また、障害者である職員が相談しやすい環境づくりを目的として、総務課内に相談窓口を設置する。</p>
②募集、採用	<p>募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属又は登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
③働き方	時間単位の年次休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進する。
④キャリア形成	本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
⑤その他	中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等、サポート体制を充実する。
(3) その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への受注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。